

# 独占禁止法相談ネットワークの 御利用をお待ちしています。

このようなことでお困りではありませんか？

どんな情報交換を  
すると問題なの？



注文どおりなの  
に返品された！



うちは消費増  
税分は支払わ  
ないよ！



津 商工会議所では  
独占禁止法、下請法及び  
消費税転嫁対策特別措置  
法に関する御相談を受け  
付けています。

内容、御希望により、公  
正取引委員会の窓口を紹介  
します。



御相談窓口は、津商工会議所 中小企業相談所です。  
TEL:059 - 228 - 9141